

児童扶養手当について

1 児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、ひとり親家庭や、父母がいないため父母以外の方が児童を養育する場合などに、児童を養育する家庭の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

2 手当の支給要件

支給対象は、次の①～⑨のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童。なお、一定の障害の状態にある児童の場合には20歳未満）を監護する母や父、または養育者(祖父母など)です。

- ① 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母が1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV防止法の規定による保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

★ただし、以下の場合には、手当を受けることはできません。

- 児童が、日本国内に住所を有していないとき
- 児童が、里親に委託されていたり、児童福祉施設等に入所しているとき
- 児童が、父または母と生計を同じくしているとき(父または母が重度の障がいの状態にある場合を除く)
- 児童が、父または母の配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む)に養育されているとき
- 母または父、あるいは養育者が、日本国内に住所を有していないとき

3 手当を受給するには

児童扶養手当を受給するためには、お住まいの町村への申請手続きが必要です。

申請には、申請時に記入する認定請求書のほか、戸籍謄本など支給要件に該当する事実が分かる書類、世帯の状況が分かる書類、申請者や、申請者と生計を同じくする民法上の扶養義務者(児童の祖父母など)の所得の状況が分かる書類などが必要になります。該当する支給要件によって必要な書類が異なりますので、詳しくはお住まいの町村窓口へお問い合わせください。

4 手当の額

手当額は以下のとおりです。なお、手当額は全国消費者物価指数の動向により毎年改定されます。
 (参考) 平成 28 年度

※ 8 月分以降の手当額は、第 190 回国会において改正法が成立した場合の内容ですので御留意ください。

区分	全部支給される場合	一部支給される場合
対象児童が1人のとき	42,330 円	42,320 円～9,990 円
対象児童が2人のとき	平成 28 年 7 月分までは、上記の額に、5,000 円が加算されます。	
	8 月分からは、加算額が 10,000 円になります。	8 月分からは、加算額が 9,990 円～5,000 円になります。
対象児童が3人以上のとき	平成 28 年 7 月分までは、児童が 1 人増えるごとに 3,000 円が加算されます	
	8 月分からは、児童 1 人当たりの加算額が、6,000 円になります。	8 月分からは、児童 1 人当たりの加算額が、5,990 円～3,000 円になります。

5 手当の支払日

手当は、申請月の翌月分から支給開始となり、受給資格が喪失した月分まで支給されます。手当は、次に示す支払日に、その前月分までの 4 か月分がまとめて指定された金融機関の口座に振り込まれます。

対象月	支払日
8 月分～11 月分	12 月 11 日
12 月分～3 月分	4 月 11 日
4 月分～7 月分	8 月 11 日

支払日が、土・日・祝日に当たる場合には、その直前の金融機関営業日に支給されます。

6 手当の支給の制限

手当は、以下の場合に支給額が制限されます。

① 所得による支給の制限

手当の受給資格者や、その扶養義務者（民法第 877 条第 1 項に定める直系血族及び兄弟姉妹で、受給資格者と生計を同じくしている者）の前年の所得(★)が次表の限度額以上である場合には、翌年の 7 月分までの手当の一部又は全部が支給されません。

所得制限限度額表

(平成28年3月現在)

扶養親族等の数	受給資格者本人の所得限度額		扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者の所得限度額
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人目以降	※ 1人増えるごとに38万円加算		

※ 次の場合には、上記の限度額に所定の額が加算されます。

- 受給資格者本人
 - ・ 老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人に付き10万円
 - ・ 特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人に付き15万円
- 扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者
 - ・ 老人扶養親族1人に付き6万円（養親族が老人のみの場合は2人目から）

★所得額の計算方法

$$\text{所得} = (\text{地方税法に定める所得} + \text{養育費}(\text{※})) \times 0.8 - (\text{各種控除の額}) - 80,000 \text{円}$$

(※) 養育費とは、受給資格者が母又は父の場合に、児童の父又は母から児童の養育に必要な費用の支払として受ける金銭や有価証券を指します。

主な控除一覧

(平成28年3月現在)

控除の種類	控除額		
	受給者(母又は父)	受給者(養育者)	配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
障害者控除	270,000円	270,000円	270,000円
特別障害者控除	400,000円	400,000円	400,000円
寡婦(夫)控除	—	270,000円	270,000円
特別寡婦控除	—	350,000円	350,000円
勤労学生控除	270,000円	270,000円	270,000円
雑損控除、医療費控除、小規模 企業共済等掛金控除、配偶者特 別控除	地方税法で控除された額		
肉用牛の売却による事業所得	免除に係る所得の額		

② 受給開始後5年(または7年)経過による支給の制限

受給期間が5年を経過したとき、または手当の支給要件に該当したときから7年を経過したときは、手当額の1/2が支給停止となります。

ただし、次の①～⑤のいずれかに該当するときは、必要な書類を添付して届け出ることによって支給停止になりません。

- ① 就労している場合
- ② 求職活動その他自立に向けた活動を行っている場合
- ③ 重度の障がいの状態にある場合
- ④ 負傷・疾病などの理由により就業することが困難である場合
- ⑤ 監護する児童または親族が障がい・負傷・疾病・要介護状態などにあり、介護する必要があるため就業することが困難である場合

※ 現況届と同時に届出書を提出してください。該当される方には個別にお知らせします。

③ 公的年金給付による支給の制限

対象児童や受給資格者が公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給する場合は、年金等の合算額が児童扶養手当支給額より低い場合に、その差額分を児童扶養手当として支給します。



7 注意事項（受給資格者の届出義務）

手当の受給資格者には、次のような場合の届出義務があります。

特に、婚姻、転居、公的年金等の受給開始や額の改定など、受給資格や手当額に関する事柄の異動の場合、届出が遅れると余分に支払われた手当を返還していただくことになりますのでご注意ください。

※ 住民票や戸籍関係の異動手続きをされた場合も、児童扶養手当にかかる届出は別途必要です。

現況届	受給者資格者全員が毎年8月1日から8月31日までの間に提出しなければなりません。届出がない場合、8月分以降の手当が支給されません。
資格喪失届	婚姻等の理由により受給資格がなくなったとき
額改定請求書・届	対象児童の数に増減が生じたとき
公的年金給付等受給状況届	児童や受給資格者が公的年金等を受け取ることができるようになったとき、または年金額が変更になったとき
再交付申請書・亡失届	手当証書をなくしたとき
その他の変更届	氏名、住所、振込金融機関の変更、同居者に変更が生じたとき など

●詳しいことは、お住まいの町村又は管轄福祉事務所へお尋ねください。

〈お住まいの町村窓口〉	【県福祉事務所】	【管轄区域】	【電話番号(直通)】
	宇城福祉事務所	下益城郡	0964-32-2438
	上益城福祉事務所	上益城郡	096-282-0215
	菊池福祉事務所	玉名郡・菊池郡・阿蘇郡	0968-25-0689
	八代福祉事務所	八代郡・葦北郡・球磨郡	0965-33-8756
	天草福祉事務所	天草郡	0969-22-4241

作成：熊本県庁 子ども家庭福祉課 096-333-2229(直通)